

金利スワップ取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この金利スワップ取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則（以下「本規則」という。）は、株式会社日本証券クリアリング機構（以下「当社」という。）が制定した金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書（以下「業務方法書」という。）に基づき、破綻処理入札の実施、清算参加者の破綻等に伴う破綻処理清算約定の決済及び損失の処理等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規則において使用する用語は、本規則に別段の定めがある場合を除き、業務方法書において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「破綻処理入札実施日」とは、金利スワップ破綻管理委員会の助言に基づき、当社がその都度定める破綻処理入札の実施日をいう。
- (2) 削除
- (3) 「落札参加者」とは、破綻処理入札において、入札対象取引の落札者となる清算参加者をいう。
- (4) 「落札時支払金額」とは、第14条第2項の定めるところにより、入札対象取引の成立に伴い当社から落札参加者に支払われるべき金額（当該額が負数の場合には、入札対象取引の成立に伴い落札参加者が当該額の絶対値に相当する額を当社に支払う。）をいう。

(第一階層金利スワップ決済保証準備金の積立て等)

第3条 当社は、第一階層金利スワップ決済保証準備金として40億円を積み立てる。

- 2 本業務方法書等の定めるところにより第一階層金利スワップ決済保証準備金の全部又は一部が取り崩された場合には、当社は、その都度、取り崩された額と同額を第一階層金利スワップ決済保証準備金として積み立てる。本項の規定に基づく積立ての累計額は、40億円を上限とする。

(第二階層金利スワップ決済保証準備金の積立て等)

第4条 当社は、第二階層金利スワップ決済保証準備金として20億円を積み立てる。

- 2 本業務方法書等の定めるところにより第二階層金利スワップ決済保証準備金の全部又は一部が取り崩された場合には、当社は、その都度、取り崩された額と同額を第二階層金利スワップ決済保証準備金として積み立てる。本項の規定に基づく積立ての累計額は、20億円を上限とする。

(破綻等の個別処理の原則)

第5条 複数の清算参加者について破綻等が認定された場合における期限前終了手数料の算出、業務方法書第94条の規定による同条第1項に規定する承継、損失回避取引及びクロスマージン処分取引の実施、破綻処理入札の実施、業務方法書第95条の2の規定による破綻処理入札の再実施又は協議の実施及び業務方法書第96条第2項の合意の成立又は協議が不調となった場合におけるすべての清算約定の強制終了、清算参加者が当社に支払うべき特別清算料の額の算出及びその支払い、清算参加者が当社に預託すべき特別清算料担保金の額の算出及びその預託、破綻処理損失の算出及びその補填（当該補填のためにする第一階層金利スワップ決済保証準備金、第二階層金利スワップ決済保証準備金及び金利スワップ清算基金の取崩しを含む。）、当社の破綻清算参加者に対する債権の額が確定した場合の調整その他破綻等の認定に関連する事項並びにこれらの事項に係る本業務方法書等の規定の適用については、本業務方法書等に別段の定めがある場合を除き、破綻清算参加者ごと、かつ、破綻処理清算約定に係る通貨の種類ごとに個別に行うものとする。

（破綻処理清算約定の期限前終了手数料）

第6条 業務方法書第91条の規定による破綻処理清算約定の強制解約に伴い、当社及び破綻清算参加者の間で授受すべき破綻処理清算約定に係る通貨の種類ごとの期限前終了手数料の額は、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定めるところにより算出した額（外貨建清算約定の強制解約に伴い授受すべき期限前終了手数料にあっては、当社が公示により定める為替相場の気配値を用いて日本円に換算した額）とする。

（1） 破綻処理入札に係る入札対象取引が当社及び落札参加者との間で成立した場合

次のa及びbに掲げるものに係る差引累計額（当社の支払うべき額の総額から受け取るべき額の総額を控除した額をいう。以下本条において同じ。）が正数の場合には当該差引累計額の絶対値に相当する額を当該破綻処理清算約定について破綻清算参加者が当社に支払うべき期限前終了手数料の総額とし、差引累計額が負数の場合には当該差引累計額の絶対値に相当する額を当該破綻処理清算約定について当社が破綻清算参加者に支払うべき期限前終了手数料の総額とする。

a 当該入札対象取引の成立により当社及び清算参加者の間で授受された落札時支払金額（当該破綻処理清算約定が清算約定（決済型）である場合には、落札時支払金額から破綻清算参加者が当社に交付した当該破綻処理清算約定に係る損益差金の差引累計額（損益差金の総支払額から総受取額を控除した額をいう。）を控除した額とする。）

b 破綻認定日から破綻処理入札実施日までの間に、当該破綻処理清算約定が強制解約されなかった場合に当社が破綻清算参加者との間で授受すべきであった固定金額、変動金額その他の金銭（変動証拠金及び損益差金を除く。）並びに損失回避取引及びクロスマージン処分取引について当社及び清算参加者の間で授受された固定金額、変動金額その他の金銭（変動証拠金を除く。）

（2） 破綻処理入札が実施された場合において、業務方法書第96条第1項の規定による協議

における合意により、又は協議における合意が成立しないことにより、入札対象取引が成立しなかったとき

次の a 及び b に掲げるものに係る差引累計額が正数の場合には当該差引累計額の絶対値に相当する額を当該破綻処理清算約定について破綻清算参加者が当社に支払うべき期限前終了手数料の総額とし、差引累計額が負数の場合には当該差引累計額の絶対値に相当する額を当該破綻処理清算約定について当社が破綻清算参加者に支払うべき期限前終了手数料の総額とする。

- a 当該入札対象取引が成立したとすれば当社及び清算参加者の間で授受されるべき落札時支払金額（当該破綻処理清算約定が清算約定（決済型）である場合には、落札時支払金額から破綻清算参加者が当社に交付した当該破綻処理清算約定に係る損益差金の差引累計額（損益差金の総支払額から総受取額を控除した額をいう。）を控除した額とする。）
- b 破綻認定日から破綻処理入札実施日までの間に、当該破綻処理清算約定が強制解約されなかった場合に当社が破綻清算参加者との間で授受すべきであった固定金額、変動金額その他の金銭（変動証拠金及び損益差金を除く。）並びに損失回避取引及びクロスマージン処分取引について当社及び清算参加者の間で授受された固定金額、変動金額その他の金銭（変動証拠金を除く。）

（損失回避取引の実施）

第 7 条 当社は、業務方法書第 9 3 条の規定により損失回避取引を行う場合には、清算参加者（破綻清算参加者を除く。）を相手方として損失回避取引を行う。

- 2 損失回避取引は適格金利スワップ取引であることを要する。
- 3 損失回避取引が成立した場合であってアップフロントフィーの授受に合意したときは、当社及び相手方は、損失回避取引の成立日の翌当社営業日（損失回避取引に係る通貨が日本円以外の通貨である場合は、当該通貨に係る翌外貨本国営業日）に、合意したアップフロントフィーの授受を行う。
- 4 前 3 項に規定するほか、損失回避取引の相手方及び取引条件の決定方法その他損失回避取引の実施に関し必要な事項は、金利スワップ破綻管理委員会の助言に基づき、当社がその都度定める。
- 5 当社と清算参加者の間に損失回避取引が成立した場合において、当該清算参加者が清算委託者の計算において当該損失回避取引を行うものであるときは、当該損失回避取引は当該清算委託者の当該清算参加者に対する有価証券等清算取次ぎの委託により成立した清算約定（担保型）の清算約定（委託分）と、当該損失回避取引に係る清算参加者と清算委託者の間の法律関係は本項の規定により清算約定（担保型）の清算約定（委託分）とみなされる当該損失回避取引に係る清算委託取引と、それぞれみなす。

（クロスマージン処分取引の実施）

第 7 条の 2 当社は、業務方法書第 9 3 条の 2 第 2 項の規定によりクロスマージン処分取引を行う

場合には、清算参加者（破綻清算参加者を除く。）を相手方としてクロスマージン処分取引を行う。

- 2 当社は、クロスマージン処分取引を、クロスマージン対象国債先物清算約定若しくはクロスマージン対象金利先物清算約定の転売若しくは買戻しの相手方となった者又は当該相手方から取次ぎの委託を受けた者を相手方として行うものとする。ただし、当社が、金利スワップ取引の市場の状況その他の事情を勘案し、金利スワップ破綻管理委員会の助言に基づきこれによることが困難であると認めた場合は、この限りでない。
- 3 クロスマージン処分取引は適格金利スワップ取引であることを要する。
- 4 クロスマージン処分取引が成立した場合であってアップフロントフィーの授受に合意したときは、当社及び当該クロスマージン処分取引の相手方は、クロスマージン処分取引の成立日の翌当社営業日に、合意したアップフロントフィーの授受を行う。当該クロスマージン処分取引の成立と同時に、業務方法書第93条の2第4項の規定により金利スワップ取引が成立したときにおける当該金利スワップ取引に係るアップフロントフィーについても、同様に当社及び当該清算参加者との間で授受を行う。
- 5 前4項に規定するほか、クロスマージン処分取引の相手方及び取引条件の決定方法その他クロスマージン処分取引の実施に関し必要な事項は、金利スワップ破綻管理委員会の助言に基づき、当社がその都度定める。
- 6 当社と清算参加者の間にクロスマージン処分取引が成立した場合において、当該清算参加者が清算委託者の計算において当該クロスマージン処分取引を行うものであるときは、当該クロスマージン処分取引は当該清算委託者の当該清算参加者に対する有価証券等清算取次ぎの委託により成立した清算約定（担保型）の清算約定（委託分）と、当該クロスマージン処分取引に係る清算参加者と清算委託者の間の法律関係は本項の規定により清算約定（担保型）の清算約定（委託分）とみなされる当該クロスマージン処分取引に係る清算委託取引（担保型）と、それぞれみなす。

（清算約定（委託分）の承継）

- 第8条 業務方法書第94条第1項に規定する当社が規則で定める期間は、破綻認定日から破綻認定日の翌々当社営業日の午後2時までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、前項に規定する期間について、承継を希望している清算委託者及び受託清算参加者が金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第26条の2第2項各号に定める内容の体制整備を行っている場合には、金利スワップ破綻管理委員会の助言に基づき、金利スワップ取引の状況、当社に生じ得る損失の可能性その他の事情を勘案したうえで、最大で破綻認定日の6当社営業日後まで延長することができるものとする。この場合において、当社は毎当社営業日、当該延長の可否について判断する。
 - 3 業務方法書第94条第1項に規定する当社が定める清算委託者は、受託清算参加者と同一の企業集団に含まれない清算委託者及び受託清算参加者と同一の企業集団に含まれる清算委託者の

うち、受託清算参加者について破綻等が認定された場合に自身の清算約定（委託分）及び清算委託取引に係る権利義務の承継を希望する旨を当社に届け出た者をいう。

- 4 業務方法書第94条第1項第1号及び第2号に規定する当社が定める条件は、当社が通知又は公示により定める。
- 5 業務方法書第94条第5項に規定する承継時支払金額、未払債務、変動証拠金及び損益差金は、次に定めるところにより破綻処理清算約定に係る通貨の種類ごとに算出し、当該通貨の種類ごとに授受するものとする。
 - (1) 当社、承継清算参加者及び清算委託者は、対象清算約定（業務方法書第94条第5項に規定する対象清算約定をいう。以下同じ。）について破綻認定日までに清算委託者が破綻清算参加者に預託した破綻処理清算約定に係る通貨の種類ごとの変動証拠金の差引累計額（当該通貨の種類ごとの変動証拠金の総支払額から総受取額を控除した額をいう。以下本条及び第17条において同じ。）（当該対象清算約定が清算約定（決済型）である場合には、破綻認定日までに清算委託者が破綻清算参加者に交付した破綻処理清算約定に係る通貨の種類ごとの損益差金の差引累計額（当該通貨の種類ごとの損益差金の総支払額から総受取額を控除した額をいう。）とする。）と同額の承継時支払金額を、当該通貨の種類ごとに授受するものとする。この場合において、当該差引累計額が正数の場合には当社から承継清算参加者及び承継清算参加者から清算委託者に承継時支払金額を支払い、差引累計額が負数の場合には清算委託者から承継清算参加者及び承継清算参加者から当社に承継時支払金額を支払う。
 - (2) 破綻処理清算約定に係る通貨の種類ごとの未払債務は、対象清算約定が破綻認定日に終了していないと仮定した場合において、破綻認定日（破綻認定日が金利支払日であって、同日に固定金額、変動金額及びアップフロントフィーの授受が完了している場合には、その翌当社営業日又は翌外貨本国営業日）から承継日までに授受されるべき当該通貨の種類ごとの固定金額、変動金額及びアップフロントフィーの合計額とする。
 - (3) 破綻処理清算約定に係る通貨の種類ごとの変動証拠金の額及び損益差金の額は、業務方法書第94条第6項第2号の規定により成立したものとみなされた清算約定（委託分）が新たな清算約定として対象清算約定の終了時に成立したと仮定した場合において、当該時点から承継日までに授受されるべき当該通貨の種類ごとの変動証拠金の額及び損益差金の額とする。
- 6 業務方法書第94条第5項の規定にかかわらず、承継日に授受すべき日本円以外の通貨を想定元本及び決済通貨とする対象清算約定に係る固定金額、変動金額及びアップフロントフィーの授受は、業務方法書第85条の4第3項各号に規定する日時までに行うものとする。
- 7 当社、承継清算参加者及び清算委託者は、業務方法書第94条第6項の規定により破綻処理清算約定に係る通貨の種類ごとに算出した承継時支払金額、未払債務、変動証拠金及び損益差金を当該通貨の種類ごとに差引計算した残額について、承継日に授受を行う（承継時支払金額、未払債務、変動証拠金及び損益差金については、業務方法書第94条第5項の規定により当社に預託又は交付されたものを除く。）。
- 8 業務方法書第94条第6項第6号に規定する対象清算約定に係る通貨の種類ごとの期限前終

了手数料は、当該対象清算約定について破綻認定日までに当社が破綻清算参加者に預託した当該通貨の種類ごとの変動証拠金の差引累計額と同額とし、差引累計額が正数の場合には破綻清算参加者から当社に期限前終了手数料を当該通貨の種類ごとに支払い、差引累計額が負数の場合には当社から破綻清算参加者に期限前終了手数料を当該通貨の種類ごとに支払う。この場合において、当社及び破綻清算参加者の間で当該対象清算約定について当該通貨の種類ごとに授受された変動証拠金は、その期限前終了手数料に係る債務の弁済に当然に充当されるものとし、現実に変動証拠金の返還及び期限前終了手数料の授受は行わないものとする。

(クロスマージン承諾者破綻時における清算約定（委託分）等の承継)

第8条の2 業務方法書第94条の2第1項に規定する当社が規則で定める期間（次条において「クロスマージン承継申請期間」という。）は、業務方法書第84条の5第1項の規定により債権債務が成立した日から当該日の翌々当社営業日の午後1時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、前項に規定する期間について、承継を希望している清算委託者及び受託清算参加者が金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第26条の2第3項各号に定める内容の体制整備を行い、かつ、国債先物等承継を希望しているクロスマージン利用者（当該クロスマージン利用者が国債証券先物取引又は金利先物取引を国債先物等非清算参加者に委託している場合は当該国債先物等非清算参加者を含む。）及び国債先物等清算参加者が金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の取扱い第26条の3第2項各号に定める内容の体制整備を行っている場合には、金利スワップ破綻管理委員会の助言に基づき、金利スワップ取引、国債証券先物取引及び金利先物取引の状況、当社に生じ得る損失の可能性その他の事情を勘案したうえで、最大で業務方法書第84条の5第1項の規定により債権債務が成立した日の6当社営業日後まで延長することができるものとする。この場合において、当社は毎当社営業日、当該延長の可否について判断する。

3 前条第3項から第8項の規定は、業務方法書第94条の2に規定する清算約定（委託分）等の承継について準用する。この場合において、前条第3項中「業務方法書第94条第1項」とあるのは「業務方法書第94条の2第1項」と、同条第4項中「業務方法書第94条第1項第1号及び第2号」とあるのは「業務方法書第94条の2第1項第1号及び第2号」と、同条第5項中「業務方法書第94条第5項」とあるのは「業務方法書第94条の2第2項において準用する業務方法書第94条第5項」と、「業務方法書第94条第6項第2号」とあるのは「業務方法書第94条の2第2項において準用する業務方法書第94条第6項第2号」と、同条第6項中「業務方法書第94条第5項」とあるのは「業務方法書第94条の2第2項において準用する業務方法書第94条第5項」と、同条第7項中「業務方法書第94条第6項」とあるのは「業務方法書第94条の2第2項において準用する業務方法書第94条第6項」と、「業務方法書第94条第5項」とあるのは「業務方法書第94条の2第2項において準用する業務方法書第94条第5項」と、同条第8項中「業務方法書第94条第6項第6号」とあるのは「業務方法書第94条の2第2項において準用する業務方法書第94条第6項第6号」と読み替えるものとする。

(クロスマージン承諾者破綻時等における国債先物清算約定等に係る権利義務及び金利先物清算約定等に係る権利義務の国債先物等承継)

第8条の3 業務方法書第94条の3第1項に規定する当社が規則で定める期間は、クロスマージン承継申請期間と同一の期間とする。

2 業務方法書第94条の3第1項第1号及び第2号に規定する当社が定める条件は、当社が通知又は公示により定める。

3 業務方法書第94条の3第5項第4号に規定するクロスマージン更新差金相当額については、同第84条の5第1項の規定により債権債務が成立した日から国債先物等承継が行われる日までの間に、クロスマージン承諾者から当社に対して同第77条の2の規定により支払われたクロスマージン更新差金の累計額が正数の場合には当社から当該クロスマージン承諾者に当該クロスマージン更新差金相当額を支払い、累計額が負数の場合には当該クロスマージン承諾者から当社に当該クロスマージン更新差金相当額を支払うものとする。

第2章 破綻処理入札

(破綻処理入札参加義務)

第9条 破綻清算参加者以外の清算参加者（特定承継金融機関等である清算参加者を除く。以下本項において同じ。）は、当該破綻清算参加者に係る破綻認定日から起算して過去90日間（当該清算参加者が第1号に該当する場合には、過去30日間）のうちのいずれかの日に自身が当事者となっている清算約定と想定元本及び決済通貨の種類を同一とする破綻処理清算約定に係る破綻処理入札について、参加する義務を負う。ただし、日本円を想定元本及び決済通貨とする破綻処理清算約定に係る破綻処理入札については、すべての清算参加者（次に掲げるすべての要件を満たす清算参加者を除く。）が参加する義務を負う。

(1) 業務方法書第22条第1項の規定により金利スワップ清算資格の喪失の申請をしていること。

(2) 自らを当事者とするすべての清算約定が解消されていること。

2 前項各号に掲げるすべての要件を満たすことにより破綻処理入札に参加しなかった清算参加者が当社に預託した金利スワップ清算基金は、業務方法書第103条第2項第2号aに定める金利スワップ清算基金として同号の順序に従って取り崩されるものとし、また、当該清算参加者は、第21条第1項第1号aに定める対象清算参加者として同号の順序に従って第三階層特別清算料を支払うものとする。

3 破綻処理入札に参加する清算参加者（以下「破綻処理入札参加者」という。）は、破綻処理入札において、市場価格として適正かつ合理的な入札価格を提示して入札するものとする。

4 業務方法書第9条第1項第3号bの委託を行っている清算参加者は、その委託を受けた者が破綻処理入札に参加することで、第1項に規定する義務を履行するものとする。

(破綻処理入札に関する基本的事項)

第10条 当社は、金利スワップ破綻管理委員会の助言に基づき、次に定める要領により破綻処理入札を実施するものとする。

- (1) 破綻処理清算約定（破綻処理入札の実施までに業務方法書第94条の規定により承継清算参加者に承継された清算約定（委託分）に対応するものを除く。）に相当する金利スワップ取引並びに損失回避取引及びクロスマージン処分取引と反対のポジションを形成する金利スワップ取引（当社の取引ポジションを除くほか、損失回避取引及びクロスマージン処分取引とその内容を同一とする金利スワップ取引とする。）を当該金利スワップ取引に係る通貨の種類ごとに一括して入札対象取引とする。ただし、当社は、当該破綻処理清算約定、損失回避取引及びクロスマージン処分取引の規模、清算参加者の状況、金利スワップ取引の市場の状況その他の事情を勘案し、必要があると認めるときは、金利スワップ破綻管理委員会の助言に基づき、これと異なる複数の入札対象取引を設定することができる。
 - (2) 破綻処理入札における入札は、破綻処理入札参加者が、第11条第1項に規定する実施時間内に、当該入札対象取引の成立に伴い当社及び落札参加者の間で授受される正数又は負数の落札時支払金額を入札価格として提示することにより行う。
- 2 前項第1号ただし書の規定により入札対象取引の設定を行った場合における落札価格及び落札参加者の決定方法、入札の方法その他破綻処理入札に関し必要な事項は、本規則の他の規定にかかわらず、金利スワップ破綻管理委員会の助言に基づき、当社がその都度定めるところによる。
 - 3 当社は、前項の規定により落札価格及び落札参加者の決定方法、入札の方法その他破綻処理入札に関し必要な事項を定めた場合には、破綻処理入札の実施に先立ち、破綻処理入札参加者に対し、その旨及びその内容を通知する。

(破綻処理入札の実施)

第11条 破綻処理入札の実施時間、実施条件その他破綻処理入札の実施に関し必要な事項は、金利スワップ破綻管理委員会の助言に基づき、当社がその都度定める。

- 2 破綻処理入札における落札は、最も低い入札価格を落札価格とし、当該落札価格にて入札を行った破綻処理入札参加者を落札参加者として行われるものとする。
- 3 前項の場合において、最も低い入札価格が複数あるときは、抽選により落札参加者を定めるものとする。
- 4 当社は、破綻処理入札の実施に先立ち、破綻処理入札参加者に対し、破綻処理入札の実施に関し必要な事項を通知する。

(破綻処理入札に係る入札対象取引の成立)

第12条 当社は、破綻処理入札の終了後直ちに、破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させる。

- 2 当社が前項の規定により破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させた場合には、当該確定時点に、破綻処理入札に係る入札対象取引が当社及び落札参加者との間で成立する。
- 3 当社は、第1項の規定により破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者が確定したときは、落札価格及び自社が落札参加者であるか否かの別（以下「落札結果」という。）を直ちに破綻清算参加者以外の当該破綻処理入札に参加する義務を負う各清算参加者に通知する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させた場合において、当該破綻処理入札に関していずれかの清算参加者（破綻清算参加者を除く。）が負担することとなる第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料の合計額が、当該清算参加者が当社に現に預託している清算約定（自己分）に係る当初証拠金、破綻時証拠金、第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の合計額を超えるときは、次の各号に定めるとおり破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させ、又は破綻処理入札の再実施若しくは協議を行う。
 - (1) 当社は、破綻処理入札の終了後直ちに、その暫定の落札結果を各清算参加者（破綻清算参加者を除く。以下本項において同じ。）に通知する。
 - (2) 当社は、破綻処理入札実施日の当社がその都度定める時間までに、当該破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させたと仮定した場合に各清算参加者が負担することとなる第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料の額並びに第23条第2号及び第24条第2号の規定により当社に預託すべき第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の額を通知する。
 - (3) 破綻処理入札実施日の当社がその都度定める時間までに、全ての清算参加者が当社に預託すべき第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の全額を当社に預託した場合には、当社は、直ちに当該破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させる。第2項及び第3項の規定は、本号の規定により当社が当該破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者を確定させた場合について準用する。
 - (4) 前号に規定する場合以外の場合には、当該破綻処理入札は不成立とし、第9条から本条までの規定に従い、当社がその都度定める日時に、再度、破綻処理入札を実施する。

（受託清算参加者の破綻処理入札の参加）

第13条 受託清算参加者は、清算委託者の委託に基づき、破綻処理入札に参加することができる。

この場合において、受託清算参加者は、自己の計算に係る入札と清算委託者の委託に係る入札とに区分して、入札を行うものとする。

- 2 前項の場合において、当該受託清算参加者が入札対象取引を落札した場合には、当社及び当該受託清算参加者の間において、当該清算委託者の計算により当該落札に係る入札対象取引が成立するものとする。
- 3 前項の場合、当社及び同項の受託清算参加者の間で成立する入札対象取引は同項の清算委託者の当該受託清算参加者に対する有価証券等清算取次ぎの委託により成立した清算約定（担保型）の清算約定（委託分）と、当該入札対象取引に係る当該受託清算参加者と当該清算委託者の間の

法律関係は本項の規定により清算約定（担保型）の清算約定（委託分）とみなされる当該入札対象取引に係る清算委託取引（担保型）と、それぞれみなす。

（入札対象取引の成立に伴う落札時支払金額等の授受）

第14条 業務方法書第99条第2項に規定する当社が規則で定める金銭は、落札時支払金額とする。

2 当社及び清算参加者は、業務方法書第99条及び本規則第12条の規定により成立した入札対象取引について、次に定めるところにより、業務方法書第99条第2項の規定による落札時支払金額、変動証拠金及び損益差金の授受を行う。

（1） 落札時支払金額は、当該入札対象取引に係る落札価格に相当する額とする。なお、落札価格が負数の場合には、落札参加者は、落札価格の絶対値に相当する額を落札時支払金額として当社に支払う。

（2） 変動証拠金の額は、当該入札対象取引が新たな清算約定（担保型）として破綻処理入札実施日に成立したと仮定した場合において、その翌当社営業日に授受されるべき変動証拠金の額とする。

（3） 損益差金の額は、当該入札対象取引が新たな清算約定（決済型）として破綻処理入札実施日に成立したと仮定した場合において、その翌当社営業日に授受されるべき損益差金の額とする。

（4） 当社及び当該清算参加者は、前3号の落札時支払金額、変動証拠金及び損益差金を差引計算した残額を、破綻処理入札実施日の翌当社営業日に授受する。

第3章 協議

（協議の方法等）

第15条 当社は、破綻処理入札を実施した場合には、その落札価格及び落札参加者を確定させる前に、当該破綻処理入札に係る入札対象取引を成立させることにより当社に生じ得る破綻処理損失の額を試算する。この場合において、当該額が当該破綻処理入札に係る破綻処理清算約定の通貨の種類に関する損失補填財源（再配分金利スワップ清算基金、再配分第一階層金利スワップ決済保証準備金、再配分第二階層金利スワップ決済保証準備金及び再配分第三階層特別清算料がある場合にあつては、それらを含む。）を超過することが判明した場合には、当社及び当該破綻処理入札に参加する義務を負うすべての清算参加者（破綻清算参加者を除く。以下本条及び次条において同じ。）は、直ちに業務方法書第95条の2の規定により破綻処理入札の再実施又は協議のいずれかを行う。

2 清算参加者は、当該清算参加者の金利スワップ運営委員会における委員代表者又はこれに代わる当該清算参加者を代表若しくは代理する者（金利スワップ運営委員会の委員でない清算参加者については、清算参加者代表者又はこれに代わる当該清算参加者を代表若しくは代理する者）を

して、当社との間における前項の協議及び業務方法書第96条の合意を行わせるものとする。

- 3 業務方法書第96条の規定による協議の実施日時、実施方法その他協議の実施に関する事項は、当社がその都度定める。
- 4 当社は、前項の規定より協議の実施に関し定めた事項については、あらかじめすべての清算参加者に対し通知する。
- 5 業務方法書第96条の規定による協議が開始される場合には、当社は、第12条第1項の規定にかかわらず、破綻処理入札に係る落札価格及び落札参加者の確定を行わないものとする。

(協議期間)

第16条 業務方法書第97条第1項に規定する当社が規則で定める期間は、破綻処理入札実施日から起算して2当社営業日目の日までの間とする。ただし、当社及び当該破綻処理入札に参加する義務を負うすべての清算参加者の間で合意した場合には、当該期間を延長することができる。

(清算約定の強制終了)

第17条 業務方法書第97条第1項の規定により同項に規定する清算約定が終了した場合、当社及び清算参加者は、当該終了の日における当該各清算約定の正味現在価値に基づく期限前終了手数料を授受するものとする。この場合において、期限前終了手数料の額は、当該終了した各清算約定について当該終了の日の翌当社営業日までに当社から清算参加者に預託すべき変動証拠金の差引累計額と同額とし、差引累計額が正数の場合には当社から清算参加者に期限前終了手数料を支払い、差引累計額が負数の場合には清算参加者から当社に期限前終了手数料を支払うものとし、当社及び清算参加者の間で当該各清算約定について授受された変動証拠金は、その期限前終了手数料に係る債務の弁済に当然に充当されるものとする。

- 2 当社及び清算参加者は、前項の各清算約定について、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより、当該各清算約定に係る期限前終了手数料を支払い、又は当該各清算約定について預託を受けた変動証拠金を返還する。
 - (1) 前項の規定による充当の結果、なお期限前終了手数料の支払債務がある場合 当該期限前終了手数料を直ちに相手方に支払う。
 - (2) 前項の規定による充当の結果、変動証拠金の残余がある場合 当該変動証拠金を直ちに相手方に返還する。
- 3 前2項に定めるもののほか、業務方法書第97条の規定による清算約定の終了及びそれに伴う債権債務の清算に関し必要な事項は、当社がその都度定める。

第3章の2 破綻時の委託分利益の受取り

(破綻時の委託分利益の受取り)

第17条の2 業務方法書第99条の2第1項に規定する当社が規則で定める額は、次項の清算委託者に係る破綻後割当損益の額とする。

2 業務方法書第99条の2第1項に規定する清算委託者による支払請求権の行使は、破綻清算参加者が当該清算委託者に対し清算受託契約の定めるところにより算出した破綻後割当損益を支払うべき場合に限り、当社の定めるところにより、当社に対し直接行うものとする。

第3章の3 破綻清算参加者の預託している当初証拠金の按分等

(未決済債務等の日本円への換算)

第17条の3 業務方法書第101条第1項第1号bからe及び同項第2号cに規定する破綻処理清算約定に係る変動証拠金、変動証拠金の利息、損益差金、損益差金に係る調整金、未履行債務及び支払債務の日本円への換算は、当社が公示により定める為替相場の気配値を用いて行うものとする。

(当初証拠金等の破綻処理清算約定に係る通貨の種類ごとの按分)

第17条の4 業務方法書第101条第1項第2号dに規定する当初証拠金を破綻処理清算約定の通貨の種類ごとに按分する額は、破綻清算参加者の預託している当初証拠金を、破綻処理入札の前当社営業日における当該破綻処理清算約定の通貨の種類ごとの当初証拠金所要額相当額（業務方法書第29条、第29条の2、第32条及び第64条の規定に準じて算出する当初証拠金所要額に相当する額をいう。以下同じ。）に応じて按分した額とする。

2 前項の規定は、業務方法書第101条第1項第2号e及びfの規定により金利スワップ清算基金若しくは破綻時証拠金又は他の清算業務に係る余剰担保を破綻処理清算約定の通貨の種類ごとに按分する場合に準用する。この場合において、前項の規定中「当初証拠金」とあるのは「金利スワップ清算基金又は破綻時証拠金」又は「他の清算業務に係る余剰担保」と読み替えるものとする。

第4章 他の清算参加者による損失の負担

(当初損失確定日)

第18条 業務方法書第102条第1項に規定する当初損失確定日は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める日とする。

- (1) 第12条第2項の規定により破綻処理入札に係る入札対象取引が当社及び落札参加者との間で成立した場合 破綻処理入札実施日
- (2) 業務方法書第96条第2項の合意が成立した場合 当該合意の成立した日又は当該合意において定められた日
- (3) 業務方法書第97条第1項の規定により清算約定が終了した場合 当該終了の日の翌日

社営業日

(破綻清算参加者の当初証拠金等の異なる通貨への配分)

第18条の2 業務方法書第102条の2に規定する算出結果を按分した額は、当該算出結果の額を、当該破綻処理清算約定に関して行われる破綻処理入札実施日（当該破綻処理清算約定に関して複数の破綻処理入札が行われる場合は、当該破綻処理入札のうち最初に到来する破綻処理入札実施日）の前当社営業日における当該破綻処理清算約定の通貨の種類ごとに算出した当初証拠金所要額相当額に応じて按分した額とする。

(破綻処理損失から除くべき損失等)

第19条 業務方法書第103条第1項に規定する当社が規則で定める当社の損失は、業務方法書第97条第1項の規定により特定の通貨を想定元本及び決済通貨とするすべての清算約定が終了した場合における第6条第1項第2号aに相当する額に対応する当社の損失とする。

2 業務方法書第103条第1項に規定する当社が規則で定める当社に生じたその他の損失は、業務方法書第97条第1項の規定により清算約定が終了した場合において、破綻処理入札実施日の翌日から当初損失確定日までの間に、破綻処理清算約定について当社及び破綻清算参加者の間で授受されるべき変動証拠金、固定金額、変動金額、損益差金その他の金銭に係る当社の総受取額から総支払額を控除した額並びに損失回避取引及びクロスマージン処分取引について当社及び清算参加者の間で授受されるべき変動証拠金、固定金額、変動金額その他の金銭に係る差引累計額（当社の総支払額から総受取額を控除した額をいう。）を合計した額が正数となるときにおける当該差引累計額の絶対値に相当する額に対応する当社の損失とする。

3 業務方法書第103条第1項第1号に規定する第一階層金利スワップ決済保証準備金を通貨の種類ごとに按分した額は、第一階層金利スワップ決済保証準備金の全額（第一階層金利スワップ決済保証準備金の本業務方法書等の定めるところにより取り崩された場合には、当該取り崩された後の残額）を、破綻処理入札実施日（同一の破綻処理清算約定に関して複数の破綻処理入札が行われる場合は、当該破綻処理入札のうち最初に到来する破綻処理入札実施日）の前当社営業日における通貨の種類ごとの破綻処理清算約定について算出した当初証拠金所要額相当額に応じて按分した額とする。

4 業務方法書第103条第1項第2号に規定する当社が按分する額は、次の各号に掲げる損失補填財源の種類に応じて、当該各号に定めるところにより按分した額とする。

(1) 第二階層金利スワップ決済保証準備金 第二階層金利スワップ決済保証準備金を、破綻認定日から起算して過去30当社営業日において各清算参加者（破綻清算参加者を除く。次号において同じ。）の通貨の種類ごとの清算約定について算出した当初証拠金所要額相当額を当該通貨の種類ごとに合計した額に応じて按分した額

(2) 各清算参加者が預託している金利スワップ清算基金 各清算参加者の第二階層清算参加者負担限度額を、破綻認定日から起算して過去30当社営業日において当該各清算参加者の通

貨の種類ごとの清算約定について算出した当初証拠金所要額相当額を平均した額に応じて按分した額

- 5 業務方法書第103条第2項第2号b（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する相場から著しく乖離した価格として当社が規則で定める価格は、その価格を落札価格として入札対象取引が成立した場合において、当社に生じ得る破綻処理損失の額が固定的損失補填財源（業務方法書第102条の2及び第103条の2に規定する再配分第一階層金利スワップ決済保証準備金、再配分第二階層金利スワップ決済保証準備金及び再配分金利スワップ清算基金を含む。）を超えることとなるすべての価格とする。

（金利スワップ決済保証準備金等の異なる通貨への配分）

- 第19条の2 第18条の2の規定は、業務方法書第103条の2第1項に規定する第一階層金利スワップ決済保証準備金の取崩し後の残額の按分をする場合並びに同条第2項に規定する金利スワップ清算基金及び第二階層金利スワップ決済保証準備金の取崩し後の残額を按分する場合に準用する。この場合において、「業務方法書第102条の2に規定する算出結果を按分した額」とあるのは「業務方法書第103条の2第1項に規定する第一階層金利スワップ決済保証準備金の取崩し後の残額を按分した額」又は「業務方法書第103条の2第2項に規定する金利スワップ清算基金及び第二階層金利スワップ決済保証準備金の取崩し後の残額を按分した額」と、「当該算出結果の額」とあるのは「当該残額」とそれぞれ読み替えるものとする。

（第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料の支払いの方法）

- 第20条 清算参加者は、当社に預託する特別清算料担保金から充当される方法により第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料を当社に支払う。

（第三階層特別清算料の額等）

- 第21条 業務方法書第105条第2項に規定する当社が規則で定める第三階層特別清算料の額は、次の各号に掲げる場合に依りて、当該各号に定める額とする。

- (1) 破綻清算参加者に係る業務方法書第103条の規定による補填後の破綻処理損失の残額を補填するために、当該破綻処理損失に係る破綻処理入札に参加する義務を負う各清算参加者（以下本号において同じ。）の当該破綻清算参加者に係る破綻認定日の属する破綻処理単位期間の開始日の前当社営業日における金利スワップ清算基金所要額を破綻処理清算約定に係る通貨の種類ごとに次項の規定により按分した額（当該破綻清算参加者に係る破綻処理入札までに、当該各清算参加者が同一の破綻処理単位期間において認定された他の破綻等について第三階層特別清算料を負担した場合には、その負担額を控除した残額とする。以下本項において「第三階層特別清算料限度額」という。）の合計額の全部又は一部を費消する場合 次のaからdまでに掲げる順序に従い、当該aからdまでに定める額

- a 当該破綻処理入札に参加しなかった清算参加者又は当該破綻清算参加者に係る破綻認定

日の属する破綻処理単位期間中に実施された他の破綻処理入札であって、参加する義務のあるもの（当該破綻処理入札までに実施されたものに限る。）のうちのいずれかに参加しなかった第三階層特別清算料負担参加者（これらの他の破綻処理入札のいずれかにおいて入札対象取引を落札し、かつその後実施されたすべての破綻処理入札に参加している第三階層特別清算料負担参加者を除く。以下この a において「対象清算参加者」という。）の負担する第三階層特別清算料の額 当該破綻処理損失の額を各対象清算参加者の第三階層特別清算料限度額に応じて按分した額（当該破綻処理損失の額が対象清算参加者の第三階層特別清算料限度額の総額以上である場合には、各対象清算参加者の第三階層特別清算料限度額）

- b 当該破綻処理入札に相場から著しく乖離した価格による入札を行った清算参加者又は当該破綻清算参加者に係る破綻認定日の属する破綻処理単位期間中に実施された他の破綻処理入札であって、参加する義務のあるもの（当該破綻清算参加者に係る破綻処理入札までに実施されたものに限る。）のうちのいずれかにおいて相場から著しく乖離した価格による入札を行った第三階層特別清算料負担参加者（これらの他の破綻処理入札のいずれかにおいて入札対象取引を落札し、かつその後実施されたすべての破綻処理入札において相場から著しく乖離した価格による入札を行っていない第三階層特別清算料負担参加者及び上記 a に掲げる第三階層特別清算料負担参加者を除く。以下この b において「対象清算参加者」という。）の負担する第三階層特別清算料の額 当該破綻処理損失の額から上記 a に定める額の総額を控除した残額を各対象清算参加者の第三階層特別清算料限度額に応じて按分した額（当該残額が対象清算参加者の第三階層特別清算料限度額の総額以上である場合には、各対象清算参加者の第三階層特別清算料限度額）
- c 各第三階層特別清算料負担参加者（a、b 及び d に掲げる第三階層特別清算料負担参加者を除く。）の負担する第三階層特別清算料の額 当該破綻処理損失の額から上記 a 及び b に定める額の総額を控除した残額を当該各第三階層特別清算料負担参加者の第三階層特別清算料限度額に応じて按分した額（当該残額が当該各第三階層特別清算料負担参加者の第三階層特別清算料限度額の総額以上である場合には、当該各第三階層特別清算料負担参加者の第三階層特別清算料限度額）
- d 当該破綻処理入札において入札対象取引を落札した第三階層特別清算料負担参加者（当該破綻清算参加者に係る破綻認定日の属する破綻処理単位期間中に実施された他の破綻処理入札（当該破綻処理入札までに実施されたものに限る。）のうち、直近に実施された破綻処理入札において、上記 a 又は b の適用を受けていた清算参加者及び第三階層特別清算料を支払う義務を負っていたとすれば上記 a 又は b の適用を受けていた清算参加者を除く。）の負担する第三階層特別清算料の額 当該破綻処理損失の額から上記 a から c までに定める額の総額を控除した残額（当該残額が当該各第三階層特別清算料負担参加者の第三階層特別清算料限度額の総額以上である場合には、当該各第三階層特別清算料負担参加者の第三階層特別清算料限度額）

(2) 前号の規定による補填後の破綻処理損失の残額を補填するために、当該破綻処理損失に

係る破綻処理入札に参加する義務を負う各清算参加者の業務方法書第105条の2の規定により当該破綻処理清算約定に配分された再配分第三階層特別清算料の合計額の全部又は一部を費消する場合 前号aからdの規定に準じる。この場合において、前号aからdの規定中「第三階層特別清算料負担参加者」とあるのは「再配分第三階層特別清算料負担参加者」と、「第三階層特別清算料」とあるのは「再配分第三階層特別清算料」と、「当該破綻処理損失の額」とあるのは「当該破綻処理損失の残額」と、「第三階層特別清算料負担限度額」とあるのは「再配分第三階層特別清算料の額」と読み替えるものとする。

- (3) 前2号の規定による補填後の破綻処理損失の残額を補填するために、当該破綻処理損失に係る破綻処理入札に参加する義務を負わない各清算参加者の業務方法書第105条の2の規定により当該破綻処理清算約定に配分された再配分第三階層特別清算料の合計額の全部又は一部を費消する場合 次のaからdまでに掲げる順序に従い、当該aからdに定める額
- a 当該破綻処理入札に参加しなかった清算参加者（当該破綻処理入札に参加する義務を負わない清算参加者に限る。以下本号において「対象清算参加者」という。）の負担する再配分第三階層特別清算料の額 当該破綻処理損失の残額を各対象清算参加者の再配分第三階層特別清算料の額に応じて按分した額（当該破綻処理損失の残額が対象清算参加者の再配分第三階層特別清算料の総額以上である場合には、各対象清算参加者の再配分第三階層特別清算料の額）
 - b 当該破綻処理入札に相場から著しく乖離した価格による入札を行った清算参加者（当該破綻処理入札に参加する義務を負わない清算参加者に限る。以下本号において「対象清算参加者」という。）の負担する再配分第三階層特別清算料の額 当該破綻処理損失の残額から上記aに定める額の総額を控除した残額を各対象清算参加者の再配分第三階層特別清算料の額に応じて按分した額（当該残額が対象清算参加者の再配分第三階層特別清算料の額の総額以上である場合には、各対象清算参加者の再配分第三階層特別清算料の額）
 - c 当該各清算参加者（当該破綻処理入札に参加する義務を負わない清算参加者であって、本号a、b及びdに掲げる清算参加者を除く。）の負担する再配分第三階層特別清算料の額 当該破綻処理損失の残額から上記a及びbに定める額の総額を控除した残額を当該各清算参加者の再配分第三階層特別清算料に応じて按分した額（当該残額が当該各清算参加者の再配分第三階層特別清算料の額の総額以上である場合には、当該各清算参加者の再配分第三階層特別清算料の額）
 - d 当該破綻処理入札において入札対象取引を落札した清算参加者（当該破綻処理入札に参加する義務を負わない清算参加者に限る。）の負担する再配分第三階層特別清算料の額 当該破綻処理損失の残額から上記aからcまでに定める額の総額を控除した残額
- 2 業務方法書第105条第2項に規定する金利スワップ清算基金所要額を破綻処理清算約定に係る通貨の種類ごとの按分した額は、各清算参加者の第三階層清算参加者負担限度額を、破綻認定日から起算して過去30当社営業日において各清算参加者の通貨の種類ごとの清算約定について算出した当初証拠金所要額相当額を平均した額に応じて按分した額とする。

- 3 前項第1号bに規定する「相場から著しく乖離した価格」とは、その価格を落札価格として入札対象取引が成立した場合において、当社に生じ得る破綻処理損失の額が損失補償財源（第四階層特別清算料を除く。）を超えることとなるすべての価格をいう。
- 4 特定承継金融機関等である第三階層特別清算料負担参加者は、第1項第1号cに定める第三階層特別清算料負担参加者として、同号の順序に従って第三階層特別清算料を支払うものとする。
- 5 業務方法書第103条第4項の規定は、業務方法書第9条第3項第3号bの委託を行っている清算参加者に係る第1項の規定の適用について準用する。この場合において、同項第3号中「第2項第2号bに規定する価格」とあるのは、「前項に規定する価格」と読み替えるものとする。

（異なる通貨に係る破綻処理清算約定の第三階層特別清算料の配分等）

第21条の2 業務方法書第105条の2に規定する第三階層特別清算料の残額を按分した額は、当該残額を、通貨の種類ごとの破綻処理清算約定について当該破綻処理清算約定に関して行われる破綻処理入札実施日（当該破綻処理清算約定に関して複数の破綻処理入札が行われる場合は、当該破綻処理入札のうち最初に到来する破綻処理入札実施日）の前当社営業日における当初証拠金所要額相当額に応じて按分した額とする。

（損失補填財源等の按分方法の変更）

第21条の3 当社は、金利スワップ破綻管理委員会の助言を踏まえ、破綻処理入札を成立させることを目的として、当社が適当と認める場合に限り、第17条の4、第18条の2、第19条第3項及び第4項、第19条の2、第21条第2項並びに第21条の2の規定にかかわらず、破綻処理清算約定に係る通貨の種類ごとに按分される破綻清算参加者の当初証拠金、金利スワップ清算基金、破綻時証拠金及び他の清算業務に係る余剰担保並びに損失補填財源（以下これらを併せて「損失補填財源等」という。）の按分方法を変更することができる。この場合において、当該変更後の損失補填財源等の取扱いその他の損失補填財源等の取扱いについて必要な事項は、当社がその都度定める。

（第四階層特別清算料により補填すべき破綻処理損失から除くべき損失）

第21条の4 業務方法書第106条第1項に規定する同第105条に定めるところによってもなお補填することができない損失から除かれるものは、破綻清算参加者の清算参加者口座にクロスマージン対象国債先物清算約定又はクロスマージン対象金利先物清算約定の建玉が記録されている場合において、業務方法書第105条に定めるところによってもなお補填することができない日本円建ての破綻処理清算約定に係る破綻処理損失のうち、同101条第1項第1号に規定する破綻清算参加者の日本円建ての破綻処理清算約定に係る未決済債務から、当該破綻処理清算約定に係る当社の期限前終了手数料の支払債務、第84条の5の規定により成立した債権債務に関する当社の支払債務、当該破綻処理清算約定に関し預託済の変動証拠金及び当該破綻清算参加者に対する引渡しを停止した金銭等を控除した残額に対する、第84条の5の規定により成立し

た債権債務に係る処理に関して破綻清算参加者が当社に対して負担する未決済債務の割合に応じた額に対応する当社の損失とする。

(第四階層特別清算料の額等)

第22条 業務方法書第106条第2項に規定する当社が規則で定める第四階層特別清算料の額は、破綻処理清算約定に係る通貨の種類ごとに算出するものとし、次の各号に掲げる第四階層特別清算料負担参加者（同条第1項に規定する第四階層特別清算料負担参加者をいう。以下同じ。）の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- (1) 各第四階層特別清算料負担参加者（第四階層特別清算料の算出に係る破綻清算参加者の破綻認定日後に当社により破綻等が認定された者を除く。） 業務方法書第103条及び第105条の規定による補填後の破綻処理損失の額（当該破綻認定日後に当社により破綻等が認定された第四階層特別清算料負担参加者が当社に預託した第四階層特別清算料担保金の額を控除した額）を、当該各第四階層特別清算料負担参加者に係る利益相当額で按分した額
- (2) 第四階層特別清算料の算出に係る破綻清算参加者の破綻認定日後に破綻等が認定された第四階層特別清算料負担参加者 当該第四階層特別清算料負担参加者が当社に預託した第四階層特別清算料担保金の額

第5章 特別清算料担保金

(第三階層特別清算料担保金の預託義務)

第23条 各清算参加者は、他の清算参加者について破綻等が認定された場合には、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める日時までに、当該各号に定める金額（ただし、各清算参加者が第三階層特別清算料担保金として当社に預託すべき金額の累計額は、同一の破綻処理単位期間につき、当該各清算参加者の当該破綻処理単位期間の開始日の前当社営業日における金利スワップ清算基金所要額を上限とする。）を、第三階層特別清算料担保金として当社に預託しなければならない。

- (1) 破綻処理清算約定等に係る損失相当額（破綻処理清算約定について破綻認定日（破綻清算参加者が当該破綻処理清算約定に関して当該破綻認定日に履行すべき債務の履行を完了している場合は、当該破綻認定日の翌当社営業日。以下本号において同じ。）以降の各当社営業日において当社が当該破綻清算参加者から受け取るべき変動証拠金等の総額から当社が当該破綻清算参加者に支払うべき変動証拠金等の総額を控除した額並びに業務方法書第93条第2項の規定により清算約定とみなされた損失回避取引及び同第93条の2第3項の規定により清算約定とみなされたクロスマージン処分取引について破綻認定日以降の各当社営業日において当社が清算参加者に支払うべき変動証拠金等の総額から当社が当該清算参加者から受け取るべき変動証拠金等の総額を控除した額を合計した額が正数である場合の当該額をいう。以下同じ。）が、当該破綻処理清算約定に係る通貨の種類別の固定的損失補填財源の合計額（業

務方法書第103条の2の規定により配分された再配分第一階層金利スワップ決済保証準備金、再配分第二階層金利スワップ決済保証準備金又は金利スワップ清算基金がある場合は、当該合計額（当該配分された額を加算した額）を超過している場合において、その超過額のうち当該各清算参加者が第三階層特別清算料として負担することとなる額（同一の破綻処理単位期間において認定された他の破綻等がある場合には、当該損失相当額をその時点で破綻処理入札が実施されたと仮定した場合に当社に生じ得る破綻処理損失とみなした場合に、第21条の規定により当該各清算参加者が第三階層特別清算料として負担することとなる額とする。）が、当該各清算参加者が当社に現に預託している清算約定（自己分）に係る当初証拠金及び破綻時証拠金の合計額（同一の破綻処理単位期間中において第三階層特別清算料が必要となる場合は、当該破綻処理清算約定に係る通貨以外の通貨の種類破綻処理清算約定に係る破綻処理損失を補填するために必要となる第三階層特別清算料の額（第3号の規定により当社に預託された第三階層特別清算料担保金の額を除く。）を控除した後の残額）を超過したとき

- a 日時 当該超過した日の翌当社営業日の午前11時
- b 金額 当該各清算参加者が当社に現に預託している第三階層特別清算料担保金が当該超過した日における当該超過額に満つるまでの金額

(2) 第12条第4項の場合において、各清算参加者が負担することとなる第三階層特別清算料として当社が同項第2号の規定により当該各清算参加者に通知した金額が、当該各清算参加者が当社に現に預託している清算約定（自己分）に係る当初証拠金、破綻時証拠金及び第三階層特別清算料担保金の合計額（同一の破綻処理単位期間中において第三階層特別清算料が必要となる場合は、当該破綻処理清算約定に係る通貨以外の通貨の種類破綻処理清算約定に係る破綻処理損失を補填するために必要となる第三階層特別清算料の額（第3号の規定により当社に預託された第三階層特別清算料担保金の額を除く。）を控除した後の残額）を超過したとき

- a 日時 当該通知の行われた破綻処理入札実施日の当社がその都度定める時間
- b 金額 当該超過額

(3) 第12条第4項の場合において、各清算参加者が負担することとなる第三階層特別清算料として当社が同項第2号の規定により当該各清算参加者に通知した金額が、当該各清算参加者が当社に現に預託している第三階層特別清算料担保金の合計額を超過したとき

- a 日時 当該通知の行われた破綻処理入札実施日の翌当社営業日の午前11時
- b 金額 当該超過額

(第四階層特別清算料担保金の預託義務)

第24条 各清算参加者は、他の清算参加者について破綻等が認定された場合には、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める日時までに、当該各号に定める金額を、第四階層特別清算料担保金として当社に預託しなければならない。

(1) 破綻処理清算約定等に係る損失相当額が、固定的損失補填財源の合計額（業務方法書第103条の2又は第105条の2の規定により配分された再配分第一階層金利スワップ決済

保証準備金、再配分第二階層金利スワップ決済保証準備金、金利スワップ清算基金又は再配分第三階層特別清算料がある場合は、当該合計額に当該配分された額を加算した額)を超過している場合において、その超過額のうち当該各清算参加者が第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料として負担することとなる額の合計額(当該損失相当額をその時点で破綻処理入札が実施された場合に当社に生じ得る破綻処理損失とみなした場合において、第21条及び第22条の規定により当該各清算参加者が第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料として負担することとなる額の合計額をいう。)が、当該各清算参加者が当社に現に預託している清算約定(自己分)に係る当初証拠金、破綻時証拠金及び第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の合計額(同一の破綻処理単位期間中において第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料が必要となる場合は、当該破綻処理清算約定に係る通貨以外の通貨の種類破綻処理清算約定に係る破綻処理損失を補填するために必要となる第三階層特別清算料の額(前条第3号の規定により当社に預託された第三階層特別清算料担保金の額を除く。))及び第四階層特別清算料の額(第3号の規定により当社に預託された第四階層特別清算料担保金の額を除く。)を控除した後の残額)を超過したとき

a 日時 当該超過した日の翌当社営業日の午前11時

b 金額 当該各清算参加者が当社に現に預託している第四階層特別清算料担保金が当該超過した日における当該超過額に満つるまでの金額

(2) 第12条第4項の場合において、各清算参加者が負担することとなる第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料として当社が同項第2号の規定により当該各清算参加者に通知した金額の合計額が、当該各清算参加者が当社に現に預託している清算約定(自己分)に係る当初証拠金、破綻時証拠金、第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の合計額(同一の破綻処理単位期間中において第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料が必要となる場合は、当該破綻処理清算約定に係る通貨以外の通貨の種類破綻処理清算約定に係る破綻処理損失を補填するために必要となる第三階層特別清算料の額(前条第3号の規定により当社に預託された第三階層特別清算料担保金の額を除く。))及び第四階層特別清算料の額(第3号の規定により当社に預託された第四階層特別清算料担保金の額を除く。)を控除した後の残額)を超過したとき

a 日時 当該通知の行われた破綻処理入札実施日の当社がその都度定める時間

b 金額 当該超過額

(3) 第12条第4項の場合において、各清算参加者が負担することとなる第三階層特別清算料及び第四階層特別清算料として当社が同項第2号の規定により当該各清算参加者に通知した金額の合計額が、当該各清算参加者が当社に現に預託している第三階層特別清算料担保金及び第四階層特別清算料担保金の合計額を超過したとき

a 日時 当該通知の行われた破綻処理入札実施日の翌当社営業日の午前11時

b 金額 当該超過額

(特別清算料担保金の充当及び返還)

第25条 当社は、破綻清算参加者に係る当初損失確定日の翌当社営業日において、第23条の規定により清算参加者から預託を受けた第三階層特別清算料担保金を当該清算参加者が当社に対して負担する第三階層特別清算料に係る債務の弁済に、前条の規定により清算参加者から預託を受けた第四階層特別清算料担保金を当該清算参加者が当社に対して負担する第四階層特別清算料に係る債務の弁済に、それぞれ充当し、その残額がある場合には、当該残額を、当該充当後速やかに清算参加者に返還する。

(破綻時証拠金所要額)

第26条 業務方法書第108条の各清算参加者の破綻時証拠金所要額は、破綻処理単位期間における各当社営業日において、次の各号に定めるところにより算出する額とする。ただし、破綻処理単位期間の終了日における破綻時証拠金所要額は0とする。

- (1) 破綻処理単位期間における各当社営業日において、金利スワップ清算基金所要額に関する規則別表「金利スワップ清算基金所要額の算出に関する表」に準じて金利スワップ清算基金所要額に相当する額（以下「金利スワップ清算基金所要額相当額」という。）を算出する。
 - (2) 次のa及びbに掲げる日の区分に応じ、当該a及びbに定めるところにより破綻時証拠金所要額の算出の基礎となる額（以下「破綻時証拠金所要額算出基礎額」という。）を算出する。
 - a 破綻処理単位期間の開始日 当日に算出した金利スワップ清算基金所要額相当額がその前当社営業日における金利スワップ清算基金所要額を下回る場合には、前当社営業日における金利スワップ清算基金所要額を当日における破綻時証拠金所要額算出基礎額とし、当日に算出した金利スワップ清算基金所要額相当額が前当社営業日における金利スワップ清算基金所要額を下回らない場合には、当日に算出した金利スワップ清算基金所要額相当額を当日における破綻時証拠金所要額算出基礎額とする。
 - b 破綻処理単位期間の開始日以外の日 当日に算出した金利スワップ清算基金所要額相当額がその前当社営業日における破綻時証拠金所要額算出基礎額を下回る場合には、前当社営業日における破綻時証拠金所要額算出基礎額を当日における破綻時証拠金所要額算出基礎額とし、当日に算出した金利スワップ清算基金所要額相当額が前当社営業日における破綻時証拠金所要額算出基礎額を下回らない場合には、当日に算出した金利スワップ清算基金所要額相当額を当日における破綻時証拠金所要額算出基礎額とする。この場合において、破綻時証拠金所要額算出基礎額の算出は、破綻処理単位期間の開始日の翌当社営業日から順次行うものとする。
 - (3) 破綻時証拠金所要額は、当日における破綻時証拠金所要額算出基礎額から破綻処理単位期間の開始日の前当社営業日における金利スワップ清算基金所要額を控除した額とする。
- 2 業務方法書第108条第4項に規定する当社が規則で定める破綻時証拠金所要額の清算参加者への通知の方法は、金利スワップ清算業務システム（金利スワップ取引清算業務に関する業務

方法書の取扱い第2条第2号に規定する金利スワップ清算業務システムをいう。)を用いる方法とする。

(最終損失確定時の特別清算料等の支払い)

第27条 当社は、業務方法書第110条第1項の規定に基づき、各清算参加者が当社に預託した金利スワップ清算基金を取り崩し、又はこれに代えて取り崩すべき額の金銭の支払いを当該各清算参加者に請求することができる。

2 第20条の規定にかかわらず、清算参加者が業務方法書第110条第1項の規定により特別清算料を当社に支払うべき場合には、当社がその都度定める方法により当該特別清算料を当社に支払う。

第5章の2 最終損失確定後における通貨間の損失補填財源の調整

(最終損失確定後における通貨間の損失補填財源の調整等)

第27条の2 業務方法書第110条の2に規定する損失補填財源の調整は、次の各号の順序に従い、当該各号に定める方法により現に損失補填財源が取崩し又は費消された額を限度として行うものとする。

- (1) 第四階層特別清算料を負担した清算参加者への分配
 - (2) 再配分第三階層特別清算料を負担した清算参加者への分配
 - (3) 第三階層特別清算料を負担した清算参加者への分配
 - (4) 第二階層金利スワップ決済保証準備金又は当該金利スワップ清算基金への積立て(再配分第二階層金利スワップ決済保証準備金又は再配分金利スワップ清算基金として費消された額に限る。)
 - (5) 第二階層金利スワップ決済保証準備金又は当該金利スワップ清算基金への積立て(前号に定めるものを除く。)
 - (6) 第一階層金利スワップ決済保証準備金への積立て(再配分第一階層金利スワップ決済保証準備金として費消された額に限る。)
 - (7) 第一階層金利スワップ決済保証準備金への積立て(前号に定めるものを除く。)
- 2 前項各号に定める分配又は積立てには、次の各号の順序に従い、当該各号に定める損失補填財源等を用いて行うものとする。
- (1) 最終損失確定後に残存する破綻清算参加者の当初証拠金等(最終損失確定日において行う業務方法書第101条第1項第2号に規定する差引計算及び担保の充当の結果負の数となった額をいう。)
 - (2) 再配分第一階層金利スワップ決済保証準備金(業務方法書第103条第1項第1号の2及び同第110条第1項第1号の規定により取り崩された額を除く。)
 - (3) 再配分第二階層金利スワップ決済保証準備金及び破綻清算参加者以外が預託した金利スワップ清算基金(業務方法書第103条第1項第3号及び第4号並びに同第110条第1項第

- 2号の規定により取り崩された額を除く。)
- (4) 再配分第三階層特別清算料(第21条第1項第2号及び第3号並びに業務方法書第110条第1項第3号の規定により費消された額を除く。)
- 3 前2項の規定による損失補償財源の調整は、次の各号に定める場合に応じて、当該各号に定めるところにより行う。
- (1) 次のaからdまでのいずれかに掲げる損失補填財源等を用いて、当該aからdまでに定める全額について分配又は積立てを行うことができる場合 当該aからdまでに掲げる損失補填財源等を用いた当該aからdまでに定める額の分配又は積立て
- a 前項第1号に掲げる損失補填財源等 第1項各号に定める額の合計額
 - b 前項第1号及び第2号に掲げる損失補填財源等 第1項第1号から第5号に定める額の合計額
 - c 前項第1号から第3号までに掲げる損失補填財源等 第1項第1号から第3号に定める額の合計額
 - d 前項各号に掲げる損失補填財源等 第1項第1号に定める額
- (2) 前号以外の場合 次のaからdに掲げる損失補填財源等の順序に従い、当該aからdまでに定める額の分配又は積立て
- a 前項第1号に掲げる損失補填財源等 当該損失補填財源等の全額
 - b 前項第2号に掲げる損失補填財源等 第1項第1号から第5号に定める額の合計額から前aの規定により分配又は積立てが行われた額を控除した額(当該損失補填財源等の額が当該合計額から当該控除した後の額に満たない場合には、当該損失補填財源等の全額)
 - c 前項第3号に掲げる損失補填財源等 第1項第1号から第3号に定める額の合計額から前a及びbの規定により分配又は積立てが行われた額を控除した額(当該損失補填財源等の額が当該合計額から当該控除した後の額に満たない場合には、当該損失補填財源等の全額)
 - d 前項第4号に掲げる損失補填財源等 第1項第1号に定める額から前aからcの規定により分配又は積立てが行われた額を控除した額(当該損失補填財源等の額が当該合計額から当該控除した後の額に満たない場合には、当該損失補填財源等の全額)
- 4 前各項の規定のほか、損失補填財源の調整に関して必要な事項は、当社が通知により定める。

第6章 回収金の分配

(回収金の分配を受ける清算参加者)

第28条 業務方法書第111条第1項に規定する当社が規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 第四階層特別清算料を当社に支払った清算参加者
- (2) 証券取引等業務方法書第79条の2に規定するクロスマージン特別清算料を当社に支払った国債先物等清算参加者
- (3) 当社に預託した金利スワップ清算基金が業務方法書第103条又は第110条の規定に

より取り崩され（前条第1項の規定により、取り崩されるべき額の金銭を当社に支払った場合を含む。）、破綻処理損失又は清算参加者の破綻等により当社に生じた損失の補填に充てられた清算参加者

- (4) 業務方法書第97条第1項の規定によりすべての清算約定が終了した場合において、当該清算約定の再構築にあたり損失を被った清算参加者

(分配手続)

第29条 当社は、業務方法書第111条第1項各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる額からその回収等に要した諸費用を控除した残額を、清算参加者又は国債先物等清算参加者に対し次の各号に掲げる順序に従い、当該各号に定める額に満つるまで各清算参加者又は各国債先物等清算参加者に係る当該額に応じて按分して分配する。

- (1) 次のa及びbに掲げる者 a及びbに定める額

a 前条第1号の清算参加者

当社に支払った第四階層特別清算料に相当する額

b 前条第2号の国債先物等清算参加者

当社に支払ったクロスマージン特別清算料に相当する額

- (2) 前条第3号の清算参加者 当社に支払った第三階層特別清算料に相当する額

- (3) 前条第4号の清算参加者 破綻処理損失又は清算参加者の破綻等により当社に生じた損失の補填に充てられた金利スワップ清算基金の額

- (4) 前条第5号の清算参加者 同号に規定する損失の額

2 前項の規定により当社が同項第4号の清算参加者に分配を行う場合において、当社が清算参加者に対する適正な分配を実施する観点から必要と認めるときは、当社は、当該清算参加者に対し、同号の損失の額を証するために必要な書類その他の資料を求めることができる。

3 第1項第4号の損失の額は、金利スワップ破綻管理委員会の助言に基づき、前項の規定により清算参加者から提出を受けた資料を基に当社が定める。

4 当社は、第1項の規定による分配額が確定した場合には、当該分配額を、速やかに清算参加者に支払う。

(回収金等の分配を受ける清算参加者が存在しない場合の取扱い)

第30条 当社は、業務方法書第111条第1項各号の額の分配を受ける清算参加者が存在しない場合には、次の各号に掲げる順序に従い、当該各号の定めるところにより当該額からその回収等に要した諸費用を控除した残額を処理するものとする。

- (1) 当社は、当該残額を、関連する破綻処理単位期間に係る取崩しについて第4条第2項の規定により当社が第二階層金利スワップ決済保証準備金として積み立てた額に満つるまで、第二階層金利スワップ決済保証準備金として積み立てる。この場合、当該積立額につき、同項の規定による第二階層金利スワップ決済保証準備金の積立ては行われなかったものとみなす。

- (2) 当社は、前号による積立て後の残額を、第二階層金利スワップ決済保証準備金の積立額が20億円に満つるまで、第二階層金利スワップ決済保証準備金として積み立てる。
- (3) 当社は、前2号による積立て後の残額を、関連する破綻処理単位期間に係る取崩しについて第3条第2項の規定により当社が第一階層金利スワップ決済保証準備金として積み立てた額に満つるまで、第一階層金利スワップ決済保証準備金として積み立てる。この場合、当該積立額につき、同項の規定による第一階層金利スワップ決済保証準備金の積立ては行われなかったものとみなす。
- (4) 当社は、前3号による積立て後の残額を、第一階層金利スワップ決済保証準備金として積み立てる。

付 則

本規則は、平成24年10月9日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成26年2月24日から施行する。

付 則

この改正規定は、当社が定める日から施行する。

(注)「当社が定める日」は平成26年3月7日。

付 則

この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成27年9月24日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成28年12月19日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成29年1月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成30年6月18日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和元年9月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年3月4日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、清算約定に係る当社と清算参加者の間の決済を行うために必要な当社が設置するシステムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、改正後の規定を適用することが適当でないと当社が認める場合には、令和6年3月4日以後の当社が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和7年7月1日から施行する。